

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の構造等変更許可申請
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 道路の区域変更

【公告】

- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請
- 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞の申請
- 公共測量の実施
- " "
- " "
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- " "
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

環境管理課
健康推進課
道路整備課
農村振興課
水産課
監理課
" "
" "
建築指導課
選挙管理委員会

目次

担当課（室）

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

◎岡山県告示第四百五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社クラレ

住所 岡山県倉敷市酒津1621番地

氏名 代表取締役社長 川原 仁

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社クラレ 鶴海事業所

所在地 岡山県備前市鶴海4342番地

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (29)		同左		27-ヌ 廃ガス洗浄施設 (33)		同左	
能	力	170Nm ³ /時間		250Nm ³ /時間		300Nm ³ /時間		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25日/月 24時間		同左		25日/月 24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	35	49	55	74	65	102	124	176
	p H	2.0~5.0		同左		2.0~5.0		同左	
	C O D (mg/L)	100	300			85	195		
	S S (mg/L)	300	600			254	389		
	油 分 (mg/L)	<0.5	1			<0.5	1		
	T-N (mg/L)	10	20			9	13		
	T-P (mg/L)	1	2			0.9	1.3		
	全シアン (mg/L)	0.1	0.5			1.0	5.8		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後							
工場又は事業場における施設番号	処理施設(B)				同左							
種 類 及 び 型 式	汚水槽、pH調整槽、中水原水槽、処理水槽、中和槽、攪拌槽、濃縮沈殿槽、遠心分離機、中水槽、濃縮沈殿槽、スラッジ貯槽、膜ろ過装置											
構 造	SUS、PVC、SS、中空糸膜エレメント											
主 要 寸 法	汚水槽：φ5.0m×H7.8m、pH調整槽：φ2.8m×H4.0m×2槽、中水原水槽：φ1.5m×H3.5m、処理水槽：φ2.0m×H4.0m、中和槽：L1.5m×W0.6m×H0.7m、攪拌槽：L3.5m×(W1.5m、W2.1m)×H2.9m、濃縮沈殿槽：φ6.0m×H2.89m、遠心分離機：φ0.52m×L1.45m、中水槽：φ2.9m×H8.45m、濃縮沈殿槽：φ4.0m×H4.0m、膜ろ過装置：φ0.708m×H2.32m(ハウジング外形)、φ0.089m×H1.07m(モジュール)											
能 力	中和、凝集、遠心分離：2,400m ³ /日、膜ろ過504m ³ /日											
処 理 の 方 法	中和、凝集、遠心分離、膜ろ過											
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—											
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—											
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—								許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間								同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後				
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大			
	水 量 (m ³ /日)	1,273.71	1,657.04	同左		1,352.71	1,756.04	同左				
	p H	2.0～8.0		6.0～8.6		同左						
	C O D (mg/L)	152.92	283.35	19.37	30.01	149.17	279.86	18.90	29.64			
	S S (mg/L)	250.90	412.72	10.66	13.67	251.76	414.39	10.70	13.72			
	油 分 (mg/L)	<0.5	1	同左		同左						
	T-N (mg/L)	8.76	16.34	6.74	8.32	8.79	16.25	6.77	8.28			
	T-P (mg/L)	0.77	1.41	0.77	1.41	0.78	1.41	同左				
シアン化合物 (mg/L)	0.28	1.58	<0.1	1.21	同左							

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	B水路排水口			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	1,072.51	2,071.66	1,151.51	2,170.66
pH	6.0~8.6		同左	
COD (mg/L)	17.1	25.6	16.9	25.5
SS (mg/L)	9.7	13.4	9.8	13.5
油分 (mg/L)	<0.5	1	同左	
T-N (mg/L)	6.6	9.2	6.7	9.2
T-P (mg/L)	0.73	1.34	0.74	1.34
シアン化合物 (mg/L)	<0.1	1	同左	
大腸菌群数 (個/cm ³)	<3,000	3,000		
大腸菌数 (CFU/mL)	<800	800		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年9月10日から同年10月1日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第四百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

マスカット薬局 倉敷店

倉敷市中島八五八―六

令和六年九月一日

医療法人 正風会 浦上医院

備前市穂浪二八三五―八

令和六年九月一日

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

◎岡山県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下鴨川上線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市川上町上大竹字田中三六六番一 地先から 高梁市川上町上大竹字大明神落三七番一 地先を経て 高梁市川上町上大竹字早柳上エ三九八番 一地先まで	新	九・〇 一三・〇	六八・〇
高梁市川上町上大竹字田中三六六番一 地先から 高梁市川上町上大竹字早柳上エ三九八番 一地先まで	旧	一二・〇 二四・〇	八〇・〇
高梁市川上町上大竹字田中三六六番一 地先から 高梁市川上町上大竹字大明神落三七番一 地先を経て 高梁市川上町上大竹字早柳上エ三九八番 一地先まで	旧	九・〇 一三・〇	六八・〇

〔四八〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岡山市南区片岡六四番	田	一、八七四
岡山市南区宗津一一九番	田	一、〇〇六
岡山市南区宗津一二〇番一	田	一、二九九

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が不明であり、耕作の事業に従事する者が不在となるおそれがある。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和六年十一月一日	権利の始期から令和十一年十月三十一日まで	二〇、八九五円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等（農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。）は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年九月二十四日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

(1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

(4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

(5) 意見の趣旨及びその理由

(6) その他参考となるべき事項

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

〔四八一〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十六条第
二項の規定による聴聞を行う。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市連島町鶴新田二四六八番地三

三宅伊一郎

岡山県倉敷市下津井五丁目四番二三号

白神 幸夫

岡山県笠岡市西大島新田三八一番地三二

濱西 誠

二 期日

令和六年九月二十四日午前十時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

〔四八二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市、笠岡市、井原市、新見市及び小田郡矢掛町	測量区域
公共測量（グリッドデータ作成）	測量の種類
令和六年九月一日から同年十月三十一日まで	測量期間

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

〔四八三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市福田町浦田 地内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和六年八月二十九日から 令和七年三月十四日まで	測量期間

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

〔四八四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市新田及び八軒屋地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和六年九月一日から令和七年三月十四日まで	測量期間

〔四八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市西江原町字丸田三五九八番一、三五九九番一、三六〇一番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市西江原町五五六〇番地

クロキ株式会社

代表取締役 黒木 立志

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二日岡山県指令建指第五九号

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

〔四八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七二二番一、一七三四番八、一七三四番九、一七三四番一三、

一七三四番一五、一七三五番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市川入八一七番地三エルメゾン川入二〇一号

小野 敦俊

小野 千春

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月十一日岡山県指令建指第一一六号

〔四八七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字田中一七二二番一、一七三四番八、一七三四番九、一七三四番一三、一七三四番一五、一七三五番一

二 公共施設の種別

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市川入八一七番地三エルメゾン川入二〇一号

小野 敦俊

小野 千春

五 許可年月日及び許可番号

令和六年六月十一日岡山県指令建指第一一六号

令和6年9月10日 岡山県公報 第12633号

◎岡山県選管告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和六年九月十日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、九一四	高 梁 市	七、五七一
岡山市中区	三九、九七八	新 見 市	七、六五六
岡山市東区	二五、六二七	備前市・和気郡	一一、七五〇
岡山市南区	四五、五三二	瀬 戸 内 市	一〇、一九四
倉敷市・都窪郡	一三三、六七四	赤 磐 市	一一、八四七
津山市・苫田郡・勝田郡	三四、五三四	真庭市・真庭郡	一一、九八五
玉 野 市	一五、七八四	美作市・英田郡	七、五九九
笠 岡 市	一二、七七三	浅口市・浅口郡	一二、三六七
井原市・小田郡	一四、三三三	久 米 郡	四、九三〇
総 社 市	一八、七六九		